

文京区情報公開制度及び個人情報保護制度運営審議会

平成 21 年度第二回審議会

平成 21 年 8 月 5 日（水）

情報公開制度及び個人情報保護制度運営審議会について

文京区の情報公開制度

文京区の個人情報保護制度

実施機関別行政情報の公開請求件数（20 年度）

実施機関別個人情報の開示請求件数（ ” ）

情報公開請求及び個人情報開示請求の推移

情報公開制度及び個人情報保護制度運営審議会について

審議会の役割

審議会は、情報公開制度及び個人情報保護制度の適正かつ円滑な運営を図るために、文京区情報公開制度及び個人情報保護制度運営審議会条例に基づいて設置される文京区の付属機関です（1条）。

- 1 運営審議会は、次の事項について区長の諮問に応じて審議し、答申をします（2条1項）
 - （1）個人情報保護条例の規定により区長又は実施機関がその意見を聴くこととされた事項
 - （2）情報公開制度の運営に関する重要事項に関すること
 - （3）個人情報保護制度の運営に関する重要事項に関すること
- 2 情報公開制度及び個人情報保護制度の運営に関する重要事項について、実施機関に建議を行うことができます（同条2項）
- 3 毎年1回、情報公開制度及び個人情報保護制度の運用状況について取りまとめて報告しています。

審議会の組織・運営・守秘義務

- ・ 運営審議会は、8人以内の委員をもって組織します（3条）。
- ・ 委員の任期は2年です（4条）。
- ・ 運営審議会には、委員の互選により選出された会長・副会長を置きます（5条）。
- ・ 運営審議会は、会長が招集します（6条）。
- ・ 委員の過半数をもって審議会の定足数とします（7条）。
- ・ 議決を要するものについては、出席委員の過半数をもって決めます（同2項）。
- ・ 委員には守秘義務が課せられます（9条）。

最近の答申例

平成15年度 諮問第1号 生活習慣病予防業務における個人情報の目的外利用について

生活習慣病予防業務における基本健康診査受診世帯の負担軽減及び行政事務の効率化という見地から、基本健康診査受診者に係る生活保護情報、課税（非課税）情報及び老人医療情報を目的外利用することを妥当とする答申を頂きました。

平成16年度 諮問第1号 選挙人名簿調製業務及び選挙執行業務における個人情報の目的外利用について

身体障害者や要介護者のうちの一定の条件に該当する者について、公民権の行使を実質的に保障する見地から、不在者投票を周知するなどのために援護業務や介護保険業務における個人情報を目的外利用することについて、妥当であるとの答申を頂きました。

諮問第2号 文京区個人情報保護条例の改正について

個人情報保護法の施行や情報化の進展など社会状況の変化に対応した個人情報保護制度の拡充を図るため、個人情報保護条例の改正について諮問し、罰則の新設や職員の責務の拡大、個人情報の管理体制を整備することなどについて答申を頂きました。

諮問第3号 「児童・生徒の健全育成に関する警察と学校との相互連絡制度」による個人情報の収集及び外部提供について

同制度に基づく個人情報の収集及び外部提供について、実施基準に基づいて慎重に運用することを条件に妥当であるとの答申を頂きました。

平成17年度 諮問第1号 懲戒処分を受けた職員の氏名等の個人情報の外部提供について

懲戒処分を受けた職員の氏名等の公表について、著しい信用失墜行為や反社会性が認められる非違行為があった場合に、説明責任を果たすために必要な範囲内で行うのが妥当であるとの答申を頂きました。

諮問第2号 学術研究のための個人情報（氏名・住所・被保険者番号等の個人識別情報を除く。）の外部提供について
及び上記外部提供の本人通知の省略について

介護保険業務に係る個人情報を首都大学東京に外部提供することについて、個人が識別されたり個人の権利利益が害されるおそれがない一方で、研究成果が文京区及び区民に還元されることが期待されるものであり、差し支えない、との答申を頂きました。

平成18年度 **諮問第1号** 個人情報保護制度の見直し及び犯罪に関する個人情報を電子計算組織に記録することについて

思想、信条、犯歴などの機微情報について電子計算組織への記録を禁止している個人情報保護条例の規定を改めて、例外的に一定の要件のもとで取り扱いができるようにすること、及びその場合に犯歴事務について電子計算組織を利用することについて、妥当であるとの答申を頂きました。

平成20年度 **諮問第1号** 東京都シルバーパス事業経過措置実施に伴う介護保険業務に係る個人情報の目的外利用について

シルバーパス申請者の負担軽減のために、介護保険課が保有する課税情報を利用して、経過措置の対象者である旨の確認書を交付することについて、妥当であるとの答申を頂きました。

諮問第2号 「消費生活相談に係る個人情報の外部提供について」及び「上記外部提供の本人通知の省略について」

消費者被害に迅速に対応するために、消費生活相談情報を関係機関と共有することにつき、運用に配慮した上で国民生活センターに外部提供することについて、差し支えないとの答申を頂きました。

諮問第3号 「住民税の公的年金特別徴収業務に係る個人情報の目的外利用について」及び「上記目的外利用の本人通知の省略について」

公的年金からの住民税の特別徴収に際して、課税事務を円滑に行うために、区が保有している各社会保険料賦課情報を税務課が取得・利用することについて、妥当であるとの答申を頂きました。

文京区の情報公開制度

情報公開制度とは

情報公開制度とは、区の保有する行政情報を請求にもとづいて公開する制度です。公正で民主的な行政の推進のために、区民等の「知る権利」を保障し、行政の「説明責任」を果たすための制度の一つです。文京区では、文京区情報公開条例に基づいて情報公開制度を運用しています。

1 公開請求できる人（5条）

情報公開請求ができる人を制限していません。どなたでも請求することができます。

2 公開請求できる情報（2条）

区の実施機関が組織的に用いている行政情報(組織共用文書)が対象となります。文書のほか、図画や電磁的記録が含まれます。

条例では実施機関を、区長・教育委員会・選挙管理委員会・監査委員・議会としています。

3 公開請求の窓口

情報公開請求は、文京シビックセンター2階の「行政情報センター」の窓口で受け付け、写し等の受け渡しも同センターで行います。

また、郵便、ファックスで請求することもできます。

4 公開しないことができる情報（7条）

行政情報は公開することが原則ですが、情報の性質から例外として公開できない情報もあります。条例では次のものを公開しないことができる情報として規定をめています。

- (1) 法令などの規定で、公開できないとされている情報（7条1号）
- (2) 個人に関する情報（同2号）
- (3) 法人に関する情報で、事業活動に著しく不利益を与える情報（同3号）
- (4) 犯罪の予防その他公共の安全・秩序の維持に支障が生じるおそれのある情報(同4号)
- (5) 審議、検討又は協議に関する情報で、公にすることにより、意思決定の中立性

が損なわれたり、不当に区民の間に混乱を生じさせるなどの支障を及ぼすと認められる情報（同 5 号）

（ 6 ）行政運営に係る情報で、検査、契約などの事務に関して区の事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすと認められる情報（同 6 号）

5 公開の可否の決定（13 条）

公開・非公開の決定は、原則として、その日のうちに行います。

ただし、情報によっては検索や決定に時間を要する場合があります、後日決定し公開することもあります。この場合は、まず 14 日以内の決定延長を行うことができます。また、14 日以内に決定を行えない場合は、請求日の翌日から起算して 60 日以内に公開決定を行うことができることとしています（13 条）

さらに、著しく大量であるため、60 日以内に公開決定ができないときは相当な期間内に公開決定等を行うことができます（14 条）。この場合は、公開決定を行った旨を審議会へ報告することとされています。

6 その他の条例上の制度

（ 1 ）裁量的公開（10 条）

非公開とすべき情報（前述 4 の（ 2 ）～（ 4 ））について、公益上特に必要があると認めたときは公開することができます。

この場合は、その旨を審議会に報告することとされています。

（ 2 ）存否応答拒否（11 条）

公開請求に係る行政情報の存否を答えるだけで、特定の個人の生命、身体等が害されると認めた場合、又は非公開とすべき個人情報公開するのと同じ結果になる場合は、公開請求を拒否することができます。

本条により公開請求を拒否した場合は、その旨を審議会に報告することとされています。

（ 3 ）第三者保護の手続き（16 条）

公開請求に係る情報に第三者の情報が記録されている場合に、当該第三者の保護のため、意見書提出の機会を与えることができます。

また、前述の裁量的公開（10 条）を行おうとするときは、必ず意見書提出の機会を与えなければなりません。

7 公開の方法と費用（17 条・18 条）

閲覧、視聴または写しの交付（コピー）により公開します。

閲覧及び視聴は無料です。

なお、写しの作成及び送付に必要な費用は実費を負担していただきます。（例：コピー 1 枚 10 円（A3 まで））

指定管理者に関する特例

指定管理者制度の導入に伴い、指定管理者の保有する情報について情報公開が後退することのないよう、情報公開条例の規定を整備しました（25条の2）。

- 1 指定管理者に対して、公の施設の管理に関する業務について情報の公開を行うため、必要な措置を講ずることを義務付けました。
具体的には、指定管理者各々が、自己が行う公の施設の管理に関する業務に関する情報公開制度を整備することを想定しています。
- 2 指定管理者が保有する公の施設の管理の業務に関する情報について区に情報公開請求があった場合は、区は当該指定管理者に対して当該情報の提供を求め、情報公開を進めることとしました。
- 3 前項の区からの情報提供の求めがあった場合は、指定管理者は速やかにこれに応じるよう努めるものとした。

情報提供制度

1 情報公表制度（22条）

区の基本計画や会議体の議事録、主要事業の進行状況などについては、公表することが義務付けられています。

2 情報提供施策の充実（23条）

情報提供施策の充実に努めることを規定するとともに、情報公表及び情報提供施策の実施状況を運営審議会に報告することとされています。

区では、区民の方が区政に関する情報を迅速かつ容易に得られるよう、情報公開請求を待つことなく積極的に区政に関する情報の公表や提供を進めています。

「行政情報センター」や「文京区ホームページ」での行政情報の提供を充実させていきます。

情報公開制度の変遷

- | | |
|--------------|---------------------------|
| 1986年（昭61）4月 | 東京都文京区行政情報の公開に関する条例施行 |
| 1999年（平11）8月 | 今後の情報公開制度のあり方について（あり方検討委） |

員会報告書)

- 1999年(平11) 9月 文京区における今後の情報公開制度のあり方について
(諮問)
- 1999年(平11) 12月 文京区の情報公開のあり方について(答申)
- 2000年(平12) 10月 文京区情報公開条例施行(大改正)
- 2005年(平17) 3月 文京区情報公開条例一部改正(指定管理者に関する規定等追加) 4月施行

情報公開及び個人情報保護審査会

情報公開及び個人情報保護審査会条例により設置された機関です。

非公開の決定等に不服がある場合は、「文京区情報公開及び個人情報保護審査会」に救済を申し出ることができます(20条)。

この審査会は、弁護士や学識経験者など5人で構成され、審査の結果、「公開すべき」と判断したときなど、申出の内容に理由があると認めた場合は、実施機関に対して決定内容の是正その他の措置を講ずるよう勧告することができます。

審査会は、行政不服審査法上の異議申立とは別個の制度として設置・運営されており、異議申立期間等の制限を受けません。

なお処分に対して不服がある場合は、救済の申出制度とは別に、行政不服審査法による不服申し立て(異議申立)や、行政事件訴訟法による処分の取消訴訟を提起することもできます。

情報公開制度及び個人情報保護制度運営審議会

情報公開制度及び個人情報保護制度運営審議会条例により設置された、学識経験者、各団体推薦委員、公募委員等からなる8名の委員で構成される機関です。

運営審議会は、区長の諮問機関として、個人情報保護条例に規定された案件のほか、情報公開制度等の運営に関する重要事項に関することについて諮問に応じて審議し、答申を行うほか、実施機関に対して建議を行うことができます。

また、情報公開制度及び個人情報保護制度の運営に関して、実施機関からの報告を受けます。

文京区の個人情報保護制度

個人情報保護制度とは

区は、区民の生活に密着した仕事をしていますので、区民の個人情報を数多く取り扱っています。「個人情報保護制度」は、不適正な取扱いによって個人の権利や利益が侵害されないよう、個人情報についての安全を確保するための制度で、「文京区個人情報の保護に関する条例」で取り扱いの原則や区民の権利が定められています。

この制度は二つの大きな柱からできています。

区が個人情報を取り扱う際に守らなければならないルールを定める。

区が保有している個人情報の本人に、情報の開示請求や訂正請求など「自己に関する情報の流れをコントロールする権利」があることを定める。

個人情報とは

個人に関する情報（氏名、住所、電話番号、職業、収入、保険証番号など個人の属性を示す情報）であって、特定の個人が識別され、または識別され得る一切の情報をいいます（2条）。

個人情報のうち、区が職務上保管し、利用するものを保有個人情報といいます。保有個人情報には、文書、図画、写真、フィルム、磁気ディスクその他これらに類する媒体に記録されたものがあります。手書きの情報であるか、コンピュータに入力されている情報であるかを問いません。また、保有個人情報は、本人からの開示請求等の対象となります。

この場合、区とは、区長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、議会をいいます。これらの機関を条例は「実施機関」として、個人情報保護制度を実施する責任を負わせています。

個人情報保護制度の背景

高度情報化社会においては、個人情報の利用は社会基盤として不可欠のものです。個人情報の多様な利用が、社会・経済を支え、個人の生活の利便性を増進させるのに役立っています。しかし反面、情報の特性から様々な危険も存在します。

デジタル情報の特性

- | | |
|-----------------|------------------|
| ・ 外から見えない | 知らないところで流通する |
| ・ 複製が容易で劣化しない | 保存、流通がしやすい |
| ・ 情報の価値は多様 | 不正取得・利用の誘惑大きい |
| ・ 情報が高速・一括処理できる | 漏えいは瞬時・大量に |
| ・ 流出した情報は取り返せない | 損害回復、原状復帰が事実上不可能 |

個人情報の利用の利便性を維持しつつ、個人の権利利益を保護するため、個人情報の適正な取扱いをルール化しようとするのが個人情報保護制度です。

個人情報保護制度の目的

個人情報保護制度は、個人の権利利益を保護することが目的です

その方法として、区条例は自己情報コントロール権の保障を定めました。

自己情報コントロール権とは、一般に「自分に関してどのような情報が集積されているかを知る権利。またどのような目的に利用されているかを知り、それを許可するか否かを自分で決める権利」として説明されています。

従来のプライバシー権が「一人にしてもらう権利（私生活の平穏）」と理解されていたのに対して、高度情報化社会を背景として現在では「自己情報コントロール権」として理解されるようになりました。

区条例は、個人情報保護制度の目的が基本的人権の擁護であることを明記し（1条）、本人が自分の情報に関与する権利を請求権として規定しています（16条ほか）。

また、条例では、この自己情報コントロール権を保障する前提となる、本人に対する個人情報の取扱いの透明性を確保するための様々なルールが定められています。

文京区の個人情報保護制度の変遷

文京区個人情報の保護に関する条例

- | | |
|-----------------|--|
| 1993年（平成5年）10月 | 条例施行 |
| 2001年（平成13年）12月 | 住民基本台帳ネットワークシステム個人情報保護
検討委員会報告書 |
| 2002年（平成14年）3月 | 文京区個人情報の保護に関する条例一部改正、
同施行（外部結合の制限等追加） |
| 2005年（平成17年）3月 | 文京区個人情報の保護に関する条例一部改正、
4月施行（一部7月施行）（罰則等追加） |

個人情報を取扱うためのルール

個人情報の取扱いの適正及び透明性を確保するため、区条例では、個人情報の収集、保管、利用の各場面での取扱いのルールを定めています。

1 収集の原則

- (1) 適法かつ公正な手段により、必要最小限の情報を収集すること(第6条)
個人情報業務登録制度があり、登録された業務の目的に必要な範囲で収集することとされています。
- ・ 収集禁止事項が規定されています(思想・信条・宗教・人種・社会的差別の原因となる社会的身分・犯罪に係る情報は原則として収集できない)(第7条)
 - ～ センシティブ情報(機微情報)といわれるもの。法令等による場合の例外あり
 - ～ 審議会一括承認による例外基準表あり
- (2) 目的根拠を明らかにして本人から直接収集するのが原則(第8条)
 - ～ 本人同意がある場合や法令の規定に基づく場合などの例外あり。
 - ～ 審議会一括承認による本人の同意を要しない本人以外からの収集の基準表あり
 - ～ 同 本人あて通知の省略基準表あり
- (3) 個人情報取扱い業務の公開
個人情報業務登録簿(9条)
区の個人情報を取扱う業務の全てについて、業務の名称、目的、対象となる個人の範囲、個人情報の項目等について登録制度を設け、登録簿を公開しています。
個人情報ファイル簿(9条の2)
個人情報を取扱う業務のうち、電子計算組織を利用してデータベース化したもの及び紙情報であっても検索できるように体系的に構成したもの(個人情報ファイル)のうち、1,000件以上の個人情報を記録するものについて、登録簿を設けて、公開しています(平成17年7月施行)。

2 管理の原則

- (1) 情報は、適正かつ最新なものであること。不要になったら迅速に廃棄すること、漏えい等の事故を防止すること(第10条)
個人情報保護管理責任者、個人情報保護事務取扱者、同補助者を設置しています(第11条)。
職員を対象とした研修を行っています。

電子計算組織を利用する場合は、文京区情報セキュリティに関する規則による措置を講ずることとしています。

(2) 受託者に対する措置 (12 条)

業務委託するときは、委託契約において個人情報の保護について必要な措置をとるべきこととしています。

業務委託したことを審議会に報告することとしています。

受託者の責務を規定しています (12 条の 2)

～ 受託者、指定管理者及びその従事者について、個人情報の適切な管理について必要な措置を講ずることとし、また実施機関の職員と同様の個人情報保護義務を課しています。

3 利用の原則

個人情報とは、業務の目的に即して適正かつ合理的に利用しなければならない (13 条)

(1) 目的外利用の制限

業務目的の範囲を超えた利用は、本人の同意があることが原則

～ 法令に基づく利用など例外があります。

(2) 外部提供の制限

業務の目的の範囲を超えて、個人情報を区の機関以外のものに提供する場合は、本人同意があることが原則

～ 法令に基づく提供など例外があります。

～ 目的外利用及び外部提供について、それぞれ審議会一括承認による本人の同意を得ない利用についての基準表及び本人あて通知の省略基準表があります。

～ 目的外利用、外部提供を行った場合は、審議会報告事項とされています。

(3) 電子計算組織への機微情報の記録の禁止 (15 条の 2)

7 条に規定する個人情報 (思想・信条・宗教・人種・社会的差別の原因となる社会的身分・犯罪に係る情報) を記録することが原則として禁止されています。ただし、法律、条例に規定のある場合及び審議会の意見を聴いて記録する場合の例外があります。

(4) 外部結合による個人情報の提供の禁止 (15 条の 3)

データベース化された個人情報を、区の機関以外のものが管理する電子計算組織と通信回線等で結合することにより提供することが原則として禁止されています。また結合した場合は審議会報告事項とされています。

自己情報コントロール権の保障

区条例は、個人情報の本人が区の保有する自己の情報に關与する制度として、開示等の請求権と、救済の申し出制度を設けています。

1 開示等請求権

個人情報の本人は 自己に関する情報の開示、訂正、削除、利用中止を請求できます（第 16 条～19 条）

(1) 自己に関する個人情報についての開示請求

区が保有する個人情報は、開示の請求があれば原則として本人に開示することとされています（16 条 2 項）。

例外として非開示にできる場合が規定されています。

- ・ 法令に規定がある場合（16 条 3 項 1 号）
- ・ 判定、評価、医療記録等で本人に開示するのが妥当でないもの（同 2 号）
- ・ 取締り、調査、交渉、照会、争訟に関するもので、開示することにより適正な事業執行に著しい支障の生ずるおそれのあるもの（同 3 号）
- ・ 自己に関する情報であると同時に第三者の個人情報でもある場合（同 4 号）
- ・ 法人の事業に関する情報が含まれている場合で、当該法人の正当な利益を著しく害すると認められる場合（同 5 号）

(2) 自己情報が誤っている場合は、訂正の請求ができます（17 条）。

(3) 自己情報が手続きに違反して収集された場合は、削除の請求ができます（18 条）。

(4) 自己情報が手続きに違反して利用されている場合などは、その利用の中止を請求できます（19 条）。

2 請求に対する決定

(1) 開示請求に対しては、直ちに（即日）決定を行うこととしています（21 条）。（その他の請求にあっては、受理した日の翌日から起算して 20 日以内）

即日決定ができない場合は、14 日以内の決定延長、60 日以内の再延長が認められています。

(2) 存否応答拒否（21 条の 2）

探索的請求など、非開示情報を開示したのと同じ結果になるような請求に対しては情報の存否を含めて応答を拒否できるものとしました。

(3) 第三者保護に関する手続（21 条の 3）

開示請求の対象となった情報に第三者に関する情報が含まれている場合に、適正な制度運用を図るため、任意の意見照会の手続きを定めました。

3 不服申立て制度

(1) 救済の申出(23条)

行政不服審査法上の異議申立制度とは別に、情報公開・個人情報保護制度独自の不服申立て制度として、情報公開及び個人情報保護審査会を設置し、救済の申出ができることとしました。

開示請求等に関して実施機関の決定に不服のあるものは、審査会に対して救済の申出ができます。申立て期間の制限はありません。

(2) 異議申立ができます(行政不服審査法)

(3) 取消訴訟ができます(行政事件訴訟法)

罰 則

個人情報保護制度の実効性を確保し、個人情報の保護を徹底するため、国の「行政機関の個人情報保護法」との整合性を図りながら、平成17年3月の改正で、個人情報の不適切な取扱いに対する罰則を設けました(同7月1日より施行)。

1 個人情報ファイルの提供(34条)

主体：実施機関の職員、職員であった者、受託業務等に従事している者(受託者、指定管理者、再受託者の従事者)(以下「職員等」)

対象：個人の秘密に属する事項が記録された電算処理に係る個人情報ファイル

行為：正当な理由がないのに、提供したこと。提供とは、他人が利用できる状態に置くこと。

刑：2年以下の懲役又は100万円の罰金

2 保有個人情報の提供又は盗用(35条)

主体：職員等

対象：業務に関して知り得た保有個人情報(保有個人情報全体が対象)

行為：自己又は第三者の不正な利益を図る目的で、提供し、又は盗用したこと

刑：1年以下の懲役又は50万円以下の罰金

3 法人等の両罰(36条)

上記2条により受託業務等の従事者が処罰される場合は、その受託業者等にも罰金が科されます。

4 職権濫用による個人情報の収集(37条)

主体：実施機関の職員

対象：個人の秘密に属する個人情報

行為：専らその職務の用以外の用に供する目的で収集

個人の秘密に属さない個人情報を収集した場合でも、法令遵守義務違反（地方公務員法）となります。

刑：1年以下の懲役又は50万円以下の罰金

5 不正手段による個人情報の開示請求（38条）

行為：不正手段により個人情報の開示を受けた者

過料：5万円以下

その他の制度

1 苦情の処理（24条）

2 区長の指導・勧告等（25条）

3 事業者に対する意識啓発（26条）

4 指定管理者に対する特例（27条の2）

区の業務を代行する指定管理者の取扱う個人情報についても、区が保有する場合と同様に個人情報の保護が図られるよう、区条例の準用規定等を設けて、区の個人情報保護制度の中に位置づけました。

（1）指定管理者に対して、区条例の個人情報の収集・保管・利用に関する規定を準用することとしました。

（2）指定管理者の保有する個人情報に対する開示等の手続きについて、区条例を準用し、実施機関に対して開示等の請求ができることとしました。

（3）指定管理者の保有する個人情報を、保有個人情報とみなす規定を設け、条例の罰則規定を適用することとしました。